

アメリカ刑事法の調査研究 (168)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代 表 堤 和 通)

Kahler v. Kansas, 589 U.S. ____ (2020)

堤 和 通*

精神障碍の抗弁について *mens rea* の不存在を証明する場合に限定してその主張を認め、精神疾患に関連するその他の主張は量刑段階になって初めて許容するカンザス州法が適正手続き保障に違反しないとされた事例。

《事実の概要》

Karen Kahler は James Kahler との離婚を申請し、10代の二人の娘と9歳の息子を連れて家を出た。James Kahler はその後数ヶ月の間にひどく取り乱し、Karen の祖母の家に赴いた。James Kahler はここに家族がいることを知っていた。Kahler は裏戸から入り、Karen と息子がいるのを認め、Karen に発砲した後、家中を探し回って、Karen の祖母と二人の娘に発砲した。四人とも死亡し、Kahler は翌日警察に出頭し、死刑の定めがある殺人罪で起訴された。

Kahler は精神障碍の抗弁に関する州法は第14修正の適正条項に違反するとして公判前の申立てを行ったのに対し、州側は、州法が、是非の弁別

* 所員・中央大学総合政策学部教授

ができない精神疾患の罹患者に対する有罪判決を許容しているのは憲法に違反しないと主張している。公判裁判所は、Kahlerが強度の抑うつのために殺害の意図を形成できなかったことを証明するという方途があるとして、この申立てを却下した。陪審は有罪評決を下し、Kahlerは量刑手続きで精神疾患の証拠の提出と、精神疾患による刑の減軽の主張を行う機会を得たが、陪審は死刑の判断を下した。

Kahlerは上訴を申し立て、同様の主張を行ったが、州 Supreme Courtは、精神障碍の抗弁はいずれのアプローチも合衆国法に深く根づいているとはいえないことを理由に、適正手続き違反はないと結論付けた。

Kahlerは精神障碍の抗弁により犯行時に是非の弁別ができない被告人の罪責を否定すること、換言すれば、マクノートンの是非弁別能力テスト(moral-incapacity test)を採用することが適正手続きの要件であるか否かの判断を合衆国最高裁判所に求め、同裁判所はサーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

ケーガン裁判官執筆の法廷意見

原判断確認

1 犯罪成立要件と抗弁を定める刑事責任に関する州法上のルールが適正手続き違反になるのは、そのルールが「合衆国人民の伝統と良心に深く根差した原理」(*Leland v. Oregon*, 343 U.S. 790, 798 (1952))に違反する場合に限られる。この基準を適用するときの主要な指針は「歴史的な実務」(*Montana v. Egelhoff*, 518 U.S. 37, 43 (1996) (複数意見))であり、その実務の評価で主に目を向けるのは初期の裁判例、並びにコモンローに関する典拠である。

Powell (*Powell v. Texas*, 392 U.S. 514 (1968))で、「慢性アルコール症」(*Id.* at 517 (複数意見))を公衆酩酊の罪に関する抗弁としない州法を支持するに当たり、当法廷は、刑事責任の基準を定めるうえで州が特に重要な役割を果たすことを強調している。刑事責任の有無を決する概念と法理

は、「刑事法のねらいと、人間の本性に関する宗教上、倫理上、哲学上、並びに医学上の見解を反映し」(Id. at 536)、そのいずれれもが変化する。このような変容への不断の対応は、憲法上の厳格な制約になじむものではなく、各州が扱う領域に残さなければならないというのが *Powell* の結論であった。

当法廷がこの見解に最も忠実に従ってきているのが精神障碍の抗弁の範囲を画する場合である。人間の精神作用の不確実性が大きく立ちはだかるのはここであり、不明なことが絶えず立ち現れるのに加え、精神疾患が違法行為の責任を阻却する範囲と理論構成について見解の不一致があるため、当法廷は、「試行」の機会を減らし、「法と精神医学の対話を厳格な憲法の鑄型に押し込める」(*Powell*, 392 U.S., at 536-537) ことに二の足を踏んできた。

当法廷はこれまで二度、憲法上の制約を課さないという選択を行っている。*Leland* では、是非弁別能力のテストを州法が採用するのは適正手続き違反であり、意欲(抗拒不能の衝動)テストを採用すべきであるとの主張がなされた。当法廷は、マクノートン・テストが始まってから以降、精神医学には大きな進展があるため、今では時代遅れのようにみえる可能性があるとしながら、その進歩は是非弁別能力テストを止めることを要求するまでには至っていないこと、加えて、とりわけ精神障碍のテストの選択は科学的知見が関係するだけではなく、刑事責任に関する基本政策の問いでもあることを指摘し、テストの選択を各州の判断に委ねた。

次に、*Clark* (*Clark v. Arizona*, 548 U.S. 735 (2006)) では、マクノートンの二つの枝のうち、認知能力テストを採用せずに、是非弁別能力テストだけをアリゾナ州法が採用していることに適正手続き違反はないと結論付けるに当たり、当法廷は、多くの州がマクノートンの二つの枝から成るテストを採用していることを認めながら、犯罪と抗弁を定義する州の伝統的な能力に訴え掛け、精神疾患に関する見解がとりわけ流動的で不一致が多いことを指摘している。ここから導き出されることは「明白」であり、それは、精神障碍の抗弁に関する州法の「ルールは州の選択に相当大きく開

かれている」ということである。(Clark, 548 U.S., at 752)「適正手続きは法律上の精神障害に関する正規の唯一の基準を定めていない。」(Id. at 753)

2 Kahler によれば、是非弁別能力テストはマクノートンのルールが登場する数世紀前に始まり、我が国が継承した英国のコモンローの伝統の一部であった、という。Kahler は、これが「合衆国人民の伝統と良心に深く根差した根本的なもの」であり、適正手続き上の「正規の唯一の基準」であると結論づける。

精神障害がある場合に刑事責任が否定されることを、数百年にわたり法律家と裁判官が認めてきた、という点で Kahler は正しい。

しかし、キャンザス州はこの原理から離れていない。第一に、キャンザス州法は、「被告人が、精神疾患の結果、責任非難を問う要件である心理状態 (mental state) になかった」 (§ 21-5209) ことを抗弁として認めている。州法上、被告人は精神医学その他の証拠を提出し、精神疾患のために認知能力を欠き、主観的要件を充足する心理状態を形成できないことを証明できる。クラークで問われたアリゾナ州法とは対照的に、キャンザス州法上、Kahler は精神医学上の証拠を提出して殺害の意図がなかったことを証明できる。

第二に、キャンザス州法では被告人が重要であるとみる精神衛生に関する証拠を量刑で提出できる。量刑段階では、是非弁別能力の欠如を含め、罪責の認定過程で審理されない精神疾患の徴表により、責任非難の程度が低減し刑が減輕することがある。キャンザス州は精神障害の抗弁を廃しているという Kahler の主張は成り立たない。

キャンザス州法が適正手続き違反であるという主張が成立するには、是非弁別能力の欠如を精神障害のテストにすることが適正手続き保障の要求であるといえなければならない。キャンザス州法はこれを精神障害のテストにしていない。殺害が道義的に正当化されるという妄想を被告人が抱いていても、殺害の意図が認められる場合に被告人の行為が非難されないことにはならない、というのがキャンザス州の判断である。これは議論があ

る争点であり、キャンザス州とは異なる選択をしている州もあるが、以下にみる通り、精神障害に関する是非弁別能力テストは、「合衆国人民の伝統と良心に深く根差している」ということはできない。

コモンロー初期の学説には、精神障害を是非弁別能力の欠如とするものもあるが、著名な三名の法律家、Bracton, Coke, Hale を含め、精神障害について、認知能力の減損により自身の行為の内容を理解できず、そのため犯罪を行うことを意図できないものとして説明している。初期の裁判例も同様に、認知能力の問題を強調している。*Arnold (Rex v. Arnold, 16 How. St. Tr. 695 (1724))* は、説明できない人の行為で刑罰を免れる場合について、「分別を失っているために (deprived of his reason) 意図を抱くことができないときに罪責を負うことはない」(Id., 764) と判示し、分別の有無を *mens rea* と結びつけている。*Ferrers (Rex v. Lord Ferrers, 19 How. St. Tr. 886 (1760))* では、法律上の精神障害を「分別をすべて無くした (total want of reason)」ことと定義づけ、被告人の熟慮の有無、行為の結果の認識の有無が問われる争点であるとしている。

コモンローの先例では、倫理 (morality) という用語が認知並びに *mens rea* を強調するのに用いられている。それは、被告人が分別を無くして倫理判断 (moral thinking) ができなかった場合には、犯罪の意図を形成する可能性がなかったはずである、という考えによる。この考えでは、認知能力の破綻により *mens rea* の認定が排される一方で、是非弁別能力の欠如は認知能力の破綻の副産物であり、犯罪の意図がないことの兆表である。

Kahler は *Hadfield (27 How. St. Tr. 1281 (1800))* を引用する。*Hadfield* では、キリストの再臨を実現するためとしてジョージ三世の暗殺を企図した被告人について、被告人が強度の精神錯乱 (deranged) のために無罪評決を下すことを求めた陪審説示があったのは確かであるが、この説示で是非弁別能力を表す用語が用いられているわけではなく、そもそも、認知、是非の弁別、その他の要素を整理又は順位づけを行っていないだけでなく、区別もしていない。

是非弁別能力を取り出して精神障碍の抗弁の一つであることを明確にしたのは1843年のマクノートン・テストである。マクノートン・テストでは、被告人が「精神疾患から分別を失い (a defect of reason, from disease of the mind)」, 第一に「自己が行っている行為の内容と性質を認識していない」場合か, 第二に, 行為の内容と性質を認識しているときに, 「自己が行っていることが不正であることを認識していない」場合に, 罪責を問われない。(10 Cl.& Fin., at 210, 8 Eng. Rep., at 722) マクノートン・テストは, その後, 我が国の多くの州が採用し, 精神障碍の抗弁のテストとして最も浸透している。

それでもなお, *Clark* が詳述するように, マクノートン・テストで全米の基準が統一されたわけではない。1800年代には, 「意欲能力 (volitional incapacity)」の基準を採用し, 被告人が自己の行動をおよそ制御できていたか否かを問うこととしている。このテストも全米で統一の基準とはならず, 州の革新は止まらなかった。

マクノートン・テストを採用した州では, 是非弁別能力の基準で問われることについて見解が分かれるに至っている。大半の州では, 倫理的な正邪を弁別する能力が問われるが, 16州では, 行為の違法性の理解を問うものとしている。

この基準で問われる弁別能力が, 合法性の弁別なのか, それとも倫理的な正邪の弁別なのかで違いがあることは, Stephen が「A が B の殺害が違法であることを認識しながら, それが人類の救済になるという妄想により B を殺害した場合に, マクノートン・テストの『不正』が違法性を意味するのであれば, A の行為は犯罪であるのに対し, それが倫理的な誤りを意味するのであれば犯罪ではない。」(2 J. Stephen, *History of the Criminal Law of England*, ch. 19, p. 149 (1883)) と説く通りである。

精神疾患に関する医師と科学者の考えは多くの場合に対立し, 精神障碍の抗弁のテストは倫理的並びに法的な責任非難という, 論争が続くテーマに関する理論を前提とする。Kahler の説くところに反し, 精神障碍の抗弁に関する一つのテストが数百年にわたって定着していないのは驚きでは

ない。

犯罪の責任非難と精神疾患の關係の嚴密な定義は、腦の作用、刑事法の目的、並びに自由意志と責任に関する考えの吟味を伴う。不確実性に満ちたコンテクストで難しい価値の選択を伴うもので、州が改変の役割を担う領域である。

原判断を確認する。

ブライヤー裁判官の反対意見(ギンズバーグ、ソトマイヨール各裁判官参加)

1 キャンザス州は精神障碍の抗弁を再定義したに止まらず、抗弁の核心を除去している。700年におよぶ英米法の歴史、並びに刑事法の基本原理に照らせば、キャンザス州法は、「合衆国人民の伝統と良心に深く根差した正義の原理」に反している。

殺人罪で起訴された被告人が、重度の精神疾患のために、被害者を犬であると認識していた場合、並びに、同様の精神疾患のために、犬が被害者の殺害を命じたと思料していた場合に、精神障碍の抗弁により罪責を問えないというのが伝統的な理解であったのに対し、キャンザス州では前者については罪責を問われず、後者の場合には罪責を問われる。

キャンザス州法では、被告人の精神疾患はそれにより *mens rea* の無いことが証明できる場合に罪責の有無に重要性が認められるのに対し、*mens rea* がある場合には犯罪成立の抗弁とならない。

被告人の是非弁別能力を問うマクノートン・テストは、精神疾患により精神能力を大きく損ねている場合、被告人は年少者や野生動物と同様に自身の行為に対して責任を負わないという洞察を基本に据えており、以下にみる通りに、法はこの基本原理を様々に体现してきているにもかかわらず、キャンザス州法はこれをすべて取り除いている。

2 コモンロー上の傑出した法律家、Bracton, Coke, Hale, Blackstone はいずれも、刑事法を分別 (reason)、自由意志と倫理的な判断能力の存在と結びつけている。Bracton は、「狂人 (madman) は」「獣が違法行為や重罪を行うことがないのと同様に違法行為や重罪を行うことはない」(2

Bracton On Laws and Customs of England 384 (S. Thorne transl. 1968) (Bracton)) と述べる。

Coke は、「狂人の行為と不正は本人に帰属させることはできない」のであって、その理由は、狂人に「判断能力乃至は分別」(2 Institutes of the Laws of England § 405, p. 247b (1628)) がいないからであると、述べる。

Hale も同様に、「理解と意志の自由」(1 Pleas of the Crown, ch. 2, pp. 14-5 (1736)) の存在を刑事責任を問う前提としている。

Blackstone はより明晰に、「理解力に欠陥又は過誤があるために」「意志に瑕疵がある」場合にはその者の行為を犯罪で起訴できないとし (4 Commentaries on the Laws of England 24 (1769)), 「正邪を弁別する能力を奪われている」ことが法的な抗弁に必要であると述べる (*Id.* at 189)。

この四名に並んで、多くの論者が、倫理的な主体としての被告発者の能力に刑事責任をはっきりと結びつけている。

コモンローに関する文献の多くが精神障害を *mens rea* の有無に結びつけている、というのは法廷意見の指摘の通りである。しかし、*mens rea* は刑罰を科すのに必要な「倫理的な非難相当性 (moral blameworthiness)」の観念を包含するというのがコモンローの通常用語法であった。コモンローの文献にいう *mens rea* が現代の用法である、犯罪成立の主観的要件である心理状態を意味するのだとすると、文献で倫理的主体の役割をなぜ論じているのか、説明できない。

Arnold (*Rex v. Arnold*, 16 How. St. Tr. 695 (1724)) では、Onslow 卿への発砲の事実で起訴された被告人について、Onslow 卿が魔法をかけているという妄想下の行為であることが認められた事案で、法廷意見は、そのうち、「分別を失っていて、その結果、意図を形成できない」場合には「罪責を問うことができない」という部分の判示を強調するが、この判示の前の部分で、被告人の発砲の意図は証明されていること、並びに、残る問いが被告人の精神疾患が被告人への非難を差し控えさせる釈明 (excuse) になるか否かであることが明確に述べられている。

同様に、*Lord Ferrers* (*Rex v. Lord Ferrers*, 19 How. St. Tr. 886 (1760)) で

は被告発者の能力と意図を審理すべきであるとされているが、この用語の意味するところとして、精神障害に関する最終的な問いは是非を弁別する被告人の行為時の能力の有無にあることが説かれている。

法廷意見は一部の裁判例について明確な法的基準を示していないというが、*Hardfield* の判示を含め、被告発者に自己の意図の形成と実行の能力があるだけでは罪責を問えないのは間違いない。

刑事責任に関するこのような原理は建国初期から米国法に取り入れられている。1792年には、「精神異常者 (lunatics) は是非を弁別する能力を自然に失っているので、刑事訴追により処罰することができない」旨の、イギリス法のエッセンスから成る説示がなされている。

建国初期の多くの裁判例で、被告人の倫理的な理解力を検討すべきことを説く陪審説示がなされている。

このように、1843年にマクノートン・テストが明示されたときには、「その核となる概念と用語法」は「すでに長い歴史の中で、確固として定着した法」(Platt & Diamond, *The Origins of the "Right and Wrong" Test of Criminal Responsibility and Its Subsequent Development in the United States: An Historical Survey*, 54 Cal. L. Rev. 1227, 1258 (1966)) であった。

精神障害の抗弁については新たなテストが提唱されてきており、意欲テスト (volitional incapacity test, 抗拒不能テスト) はその一つであるが、これはマクノートン・テストの基準に加え、自己の行動を抑制する能力を欠く場合を精神障害の抗弁と認めるもので、マクノートン・テスト以降の基準を縮小するものではない。

被告人の行動が精神疾患に起因するか否かを問う起因テスト ("offspring" or "product" test) も同様であり、これを採用する州はマクノートン・テストの基準が狭すぎるという評価から選択している。

今日では、45の州、連邦政府とコロンビア特別区が、精神障害の抗弁により被告発者に対する非難相当性を問うている。

3 このような長い法伝統はコミュニティの倫理規範 (moral code) が刑事法を意味づけているという事実を反映している。犯罪の定義がまさ

に、「コミュニティからの倫理的非難を正式且つ厳粛に表明する」のに値する行為である (Henry Hart, *The Aims of the Criminal Law*, 23 *Law & Contemp. Prob.* 401, 405 (1958))。

刑事法は倫理に常に一致するわけではないが、種々の方途により、倫理規範との距離がかけ離れないようにしている。

反対意見の冒頭に挙げた二つの事例で、被告人の罪責に相違があるとは考えられない。二つの例では前者がまれであるといわれ、それは、精神障害が意図を形成する能力を奪うのは典型例ではなく、むしろ、意図を形成する動機に影響を与えるものだからである。迫害を受けているとの妄想、神が命じているという宗教上の妄想、苦しみの生を運命づけられているという抑うつなどの妄想などである。

確かに、*Clark* ではマクノートン・テストの一つ目の基準を取り除いたアリゾナ州法を合憲としているが、アリゾナ州法は伝統的な精神障害の抗弁を実質的に取り除くものではない。なぜなら、認知の能力を失っている場合には、これにより、是非弁別能力がないことを示すことができ、自身が何を行っているのかを認識できないことを証明できれば、自身が行っていることが不正であるという認識がないことを証明できるからである。

キャンザス州は州法上、是非弁別能力に関する証拠は量刑事情として提出できるというが、それでは罪責それ自体を否定する法伝統は維持されない。

《解説》

1 本件の争点は、キャンザス州法が、精神障害により被告人に *mens rea* がない場合に限定して精神障害の抗弁を認め、是非弁別能力の有無を罪責の認定で争うものとしなないのは適正手続き保障に反するか否かである。

適正手続き保障がおよぶ範囲に関する基準については、法廷意見、反対意見ともに、「米国人民の伝統と良心に深く根差した基本的な正義の原理に反する」といえるか否か、という先例を適用する (*Leland v. Oregon*,

343 U.S. 790, 798 (1952))。同じ基準に依りながら両者が結論を異にしたのは、精神障碍の抗弁の歴史の読み方と刑事責任論の中での位置づけの相違に大きく由来する。法廷意見は精神障碍の抗弁が長い歴史の中で認められてきていることを、*mens rea* の存在が刑事責任の前提条件であるという裁判例や論説の表現を、行為者の心理状態を問う各罰条の主観的要件を指すものと理解し、反対意見は、被告人が行った行為について行為者を倫理的主体として罪責を問う法伝統の下、是非弁別能力を欠く場合に犯罪成立を阻却するのが精神障碍の抗弁であるという理解を示す。刑事責任論の中では、法廷意見が精神医学と法学が交差するものとして精神障碍の抗弁を性格づけ、各分野の進展と分野での見解の対立から、歴史的な変遷と内容の不確定性という特徴を帯びることを説くのに対し、反対意見は、刑罰の内容・性格と刑事法とコミュニティの倫理規範との連続性から、刑事責任は被告人が行った行為の非難可能性を前提にするものであり、精神障碍の抗弁は是非弁別能力の欠如から非難可能性を否定する意味を持つことを説く。こうした見解の相違から、法廷意見は現行のキャンザス州法を、*Leland* の基準が示すように、抗弁のテストに関する州の試みを憲法の鑄型に押し込むことを適正手続き保障が否定する中での州の試用の一例であると位置づけるのに対し、反対意見は、犯罪の成立と抗弁の定義づけの多くが州の判断に委ねられることは認めながら、長きにわたる法伝統の中で、是非弁別能力を問うテストは刑事責任の中核に占める位置を占めてきたのであるから、これを精神障碍の抗弁に入れられないキャンザス州法は *Leland* の基準上、適正手続き保障に反する、とする。

2 重要な関連法として、キャンザス州法は、「被告人が精神疾患の結果、公訴事実に係る犯罪の成立要件である罪責ある心理状態 (culpable mental state) を欠く場合には、訴追に対する抗弁が成立する」(Kan. Stat. Ann. § 21-5209 (2018 Cum. Supp.)) と定め、マクノートン・テストは、「精神障碍を根拠とする抗弁が成立するには、行為が行われた時点で、被告発者が精神疾患のために分別に欠缺 (a defect of reason) があり、自身が行っている行為の内容と性質を認識していないこと、又は、自身が行っ

ていることが不正であることを認識していないことが明白に証明されなければならない。」(8 Eng. Rep. 718 (1843))とするほか、本件各意見が示す歴史的刑の中では、ダーラム・ルールと模範刑法典を挙げることができる。

3 精神障碍の抗弁の歴史の理解が本件法廷意見と反対意見が説くリーディングで重要な位置を占めている。

コモンロー初期から米国建国時までについては、引用する裁判例と典拠を同じくしながら、そこに示される、精神障碍の抗弁、とりわけ是非弁別能力を問うテストの意義について法廷意見と反対意見は見解を異にするのはすでに述べた。

精神障碍の抗弁については、長きにわたるコモンローの法伝統に加え、現行法制の枠組みを整えた点でマクノートン・テストが重要である。本件に先立つ *Clark*¹⁾では、アリゾナ州法が先に挙げた二つの枝の前者を外して後者の是非弁別能力のみをテストに残した点が、また、本件では、カンザス州法が後者を外して前者の「行為の内容と性質の認識」のみを残した点が、争われているのは、マクノートン・テストが主要な地位を占めるに至っていることの裏返しでもある。なお、マクノートン・テストに倣う抗弁は、本件各意見にもみられるように、認知能力を問うテストと是非弁別能力を問うテストの二つの枝から成るものと表現されるが、ここでいう認知とは行為の内容と性質の認識 (know) を指し、是非弁別とは行為が不正であることの認識 (know) を指している点には注意を要する。第一に、この表現が道徳的言明は観察できる事実でテストされるという道徳哲学の立場を表すわけではないこと、第二に、マクノートン・テストの進展の中では、元の二つの枝のテストで問われるのが人間の行動の認知面に限定されるという批判を受け、人間の意欲乃至は衝動に合わせて目を向けるべきであるという議論を生んだこと、第三に、マクノートン・テストの二つの枝のうち是非弁別能力には行為者の認知が関連することが指摘できる²⁾。

1) *Clark v. Arizona*, 548 U.S. 735 (2006).

2) このうち、法学上の論点である第二点と第三点については、抗弁の歴史的展

精神障碍の抗弁の歴史的展開の中では、マクノートン・テストが二つの枝ともに認知（行為の内容と性質の認識と行為が不正であるという認識）を問うことへの批判から、被告人の行為が抗拒不能の衝動によるものかを問う意欲テストが登場し、その点を加味した抗弁の基準を模範刑法典が提示するに至る³⁾。

4 精神障碍の抗弁に関する長い歴史の中で、又、19世紀半ば以降に有力なテストが複数示されてきている中で、本件では、マクノートン・テストの二つの枝の憲法上の位置づけが問われている。マクノートン・テストはその提示以降、模範刑法典にみるように、認知の内容・性質が見直され、意欲面を併せて抗弁の基準に入れるテストも提示、採用されてきているとはいえ、元の二つの枝は抗弁のテストとして最も浸透してきたといえるであろう。

二つの枝のうち、認知能力（行為の内容と性質の認識）の基準を除いた、是非弁別能力（不正であることの認識）のみを基準とするテストの合憲性が問われたのが *Clark* であった。*Clark* で争点となったアリゾナ州法は、被告人が行為時に「罹患している精神疾患が重篤なために」「行為が不正であることを認識していなかった」場合に抗弁を認めるものであった。(Ariz. Rev. Stat. Ann. § 13-502(A)) 合衆国最高裁判所は、本件同様に

開の中と、精神疾患の整理の中で、それぞれ触れる。

- 3) ダラム・ルール、模範刑法典ともに重要である。本件では主要争点ではないが、ダラム・ルールについては、コロンビア特別区の裁判例、*Durham* (*Durham v. United States*, 94 U.S. App. D.C. 228, 214 F.2d 842 (1954)) で採用されながら、抗弁の成否の基準の中心に精神疾患に起因するか否かを置いたために、精神疾患の診断名を争うことが焦点となる公判—ラベル貼りの公判 (trial by label)—を生んだとの批判があり、その後の *Brawner* (*United States v. Brawner*, 153 U.S. App. D.C. 1, 471 F.2d 969 (1972)) が *Durham* を変更しテストが否定されたことを、模範刑法典については、認知の用語を「知る」(know) ではなく、「十分知る」(appreciate) としていること、是非の弁別について、違法性 (criminality) の認識と倫理的な正邪 (wrongfulness) の双方の可能性を明示していること、を確認しておこう。

Leland を引用し、「合衆国人民の伝統と良心に深く根差す正義の原理」に反しないとして、適正手続き保障違反の主張を退けている。

本件では、マクノートン・テストの元の二つの枝のうち、アリゾナ州法とは反対に、もう一つの枝である是非弁別能力を問うものを外している。*Clark* では、マクノートン・テストの枝の一つである認知能力テストが外されていることの評価に当たり、「(マクノートン・テストのうち認知能力テストを外した) 短縮したルールは、二つの枝を備えた元のマクノートン・テストと変わらず憲法に適合する妥当なものである。なぜなら、認知能力の有無は、二つの枝を備えた元のルール下同様、短縮したルール下で重要性があり、認知能力に関する証拠には、短縮したルールの適用がある場合に、元のルールの適用がある場合と同様の意義がある。」と判示している。これに関連する判示に、枝の一つが問う認知(行為の内容と性質の認識)とは是非弁別の一つの関係が説かれている。そこでは、「認知能力の欠如は是非弁別能力の欠如を証明するのに十分であることを被告人は理解していない。***被告人はこのようにして是非弁別能力の欠如を証明できるのだから、行為の内容と性質を被告人が認識していたか否かを示す証拠には重要性があり証拠に許容される。実際のところ、被告人が行為時に自身が行っていることを認識していなければ、犯罪として訴追される不正行為を行っていることを認識しているはずがない。」と説明されている。認知(自己の行為の内容と性質の認識)の位置づけについては、続けて、「マクノートン・テストの二つの枝から成る抗弁が定められていた当時に、アリゾナ州 Supreme Court は、***是非弁別能力を問う基準だけを十全に説明する陪審説示を是認し(た)」際に、認知能力を問う基準について「『自身の行為が不正であることについての被告発者の認識を求める要件に追加することはない』ものとして扱える」ことを判示している点に言及する。

Clark の判示はマクノートン・テストの二つの枝の関係——一つの枝の認知の基準がもう一つの是非弁別の基準とどのような関係にあるのか——を検討するうえで重要であるが、ここでいう認知(行為の内容と性質の認

識)を含む、人間の心理作用としての認知と是非弁別能力の関係についてみておきたい。その点で参考になるものに *Wilson*⁴⁾がある。この事例では、ハイスクールの同窓生がその父親と一緒に自身にメタアンフェタミンを与えて思考をコントロールしようとしているとの妄想を抱き、自身の失業や不適合に責任があると考えた被告人が、同窓生親子がマインドコントロールしようとしている陰謀に対抗してほしいという警察への依頼を拒絶された後、同窓生の父親の住居に行き口論の後に銃を発砲し殺害している。公判では是非弁別能力を問う部分について抗弁の説示が行われなかった点が争われ、州(コネティカット) Supreme Court はこの抗弁の意味を説いている。*Wilson* に依れば、「被告人が現実世界を相当大きく誤って受け止め、本人としては真摯ながら誤って受け止めた状況に現実世界があり、その現実世界では、自身の行為は社会から倫理的に非難されないはずである」⁵⁾と史料したことを証明できた場合に、是非弁別能力がなかったといえる。

Wilson は、このような証明ができる場合として「誤りの命令 (deficit command)」を挙げる。精神疾患のため、「神の力が自身の行為を根拠づけてている」と真摯に史料し、「自身の行為を神が是認している」という幻想を抱く場合に、被告人が「自身の行為が不正であることを十分認識できる見込みは実際のところない」と説明する。幻想は本人にとって現実世界の状況であり、それが現実世界についての本人の認知(認識)である。そうすると、幻想には各種のものがあるが⁶⁾、*Wilson* の説明例が示すよう

4) *State v. Wilson*, Supreme Court of Connecticut, 1997. 242 Conn. 605, 700 A. 2d. 633.

5) *Id.* at 640.

6) この点については、反対意見の説明のほか、自身の意志、感情、行為が外部からの支配を受けているという外部支配の幻想、自身の価値を過剰に重くみる誇大妄想、想像上の敵からハラスメントを受け、攻撃され、共謀の対象になっているという迫害の幻想、病的な嫉妬感情を生起させ、パートナーの不実を思い込むことが多い嫉妬の幻想、という種別を挙げるものがある。Robert Goldstein, "The Psychiatrist's Guide to Understanding Right and Wrong, Part II: A

に、幻想による現実世界の認知は、マクノートン・テストの二つの枝のうち、是非弁別能力を欠如させるものとなる。本件反対意見の表現を借りれば、幻想は行為者の動機づけに影響し、それにより、行為者には是非弁別ができない、自身の行為が倫理的に不正であることを認識できないこととなる。反対意見は、マクノートン・テストのうち、キャンザス州法が外した基準で問われる、是非弁別能力の有無が精神疾患で大きく影響を受けるとする。この点では、本件のアミーカス・クーリエとして精神医学協会と有志の精神科医が提示している見解⁷⁾も、キャンザス州法を是認した本件の重みを知るうえで重要であろう。

5 本件の意義は、精神障碍の抗弁についてマクノートン・ルールの枝のうち是非弁別能力を問うテストを罪責の認定に採用しないことが適正手続き保障違反ではないという初めての判断が示されていることにある。マクノートン・ルールの重要性に鑑みれば、米国の刑事法制、刑事法学へのインパクトは相当に大きいといえる。ここでみてきたように、マクノートン・ルールのもう一つの枝については *Clark* が同様の判断を示しているが、刑事法制にとっての重みは、二つの枝の関連性と、精神疾患にみる *Clark* に劣らないものがあるといえる。

Systemic Analysis of Exculpatory Delusions.” *Bulletin of the American Academy of Psychiatry and the Law* 17:1, p. 62 (1989).

7) Brief for American Psychiatric Association et al., as *Amici Curiae* 25–26; Brief for 290 Criminal Law and Mental Health Law Professors as *Amici Curiae* 12.